

平成30年度長崎地方裁判所委員会・長崎家庭裁判所委員会議事概要

日 時 平成30年9月10日（月）午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

テ ー マ 裁判所の防災対策について

出 席 者

（地裁委員）

糸屋悦子，小林喜平太，小松本卓，手塚堅太郎，永瀬徳豊，中野宏美，増田隆久（委員長），松本祐明（五十音順，敬称略）

（家裁委員）

安西儀晃，江崎聡，梶村龍太，佐藤友治，島田幸一郎，仁田良行，増田隆久（委員長），山口広助（五十音順，敬称略）

（説明者）

橋村地裁総務課課長補佐，隈部地裁会計課課長補佐，開野家裁総務課課長補佐

（事務担当者）

（地裁）

黒岩事務局長，西坂民事首席書記官，徳島刑事首席書記官，高崎総務課長

（家裁）

宇都宮事務局長，中川首席調査官，小倉首席書記官，田丸総務課長

議 事 要 領

第1 開会

第2 新委員紹介

第3 議事

1 テーマについての説明

2 意見交換

（以下，発言者は，委員長：□，委員：○，説明者：■と表示）

○ 大規模災害時の安否確認については，職員から各所属の長にメールを送信

し、連絡事項はそれに返信するという取扱いになっている。具体的な方法については各職場に任せるようにしており、職場の中には、全員がラインに登録するなどしている。

- 当社においても、所属部署ごとにラインで連絡を取るようになっている。ラインはセキュリティ上問題があるのではないかという意見もあったが、熊本地震のときに、ほかの通信手段は使えなかったが、ラインだけが機能していたということもあって、ラインにより部署ごとに連絡を取り合って、所属長がそれを上に報告していくというやり方をしている。
- 裁判所の安否確認カードはいつ頃から使用しているのか。
 - 東日本大震災のときに作成したものである。
- その後に、震度5以上の地震が発生して、安否確認を要するような事態はあったのか。
 - 熊本地震の際に、島原で震度5の地震が発生したので、その際に、長崎地家裁でも、実際に安否確認メールで安否を確認した。
- 庁舎自体が倒壊し、庁舎内で事件処理ができないような状況になった場合はどのようにするのか。
 - 例えば、長崎地家裁本庁が機能不全に陥ったときに、どの支部で本庁としての事務処理を行うかなどといった具体的な設定はしていないが、そのときの交通事情等の状況に合わせて、近隣庁に本庁機能をシフトすることは想定しており、その範囲での認識の共有はできている。
- 災害備蓄品として、原始的なマッチとか蠟燭などは用意していないのか。
 - 蠟燭、ライターは用意している。
- 非常用の食料等については、どの程度の量をもって、何日分などの計算をしているのか。また、長崎地家裁が建っている場所は、昔から地盤が固くて安全な所なので、近隣で被害に遭った方が避難して来た時に、そのような人に提供するだけのものがあるのか。

- まず、職員の帰宅困難者、来庁者のおおよその人数及び近隣住民で一時避難される方の人数を考慮して、1日3食3日分の水、食料を準備している。
- 近隣住民の受け入れの関係だが、裁判所は、来庁者等のプライバシーに相当程度の配慮を必要とすることから、一時的な受け入れはできるが、長期間の受け入れとなると裁判所の業務に支障が生じる。そこで、自治体との連携が一つの課題だと考えている。
- この簡易ヘルメットはどのくらい準備しているのか。また、これらの予算や消費期限が切れた水や食料はどうしているのか。
- 簡易ヘルメットについては、長崎地家裁管内の職員全員分と各執務室等に来客者用として一定数を準備している。食料は、消費期限が切れる前に、防災訓練の際に試食訓練を行っている。また、水については、生活用水としての利用が見込めるため、期限後も保管している。
- 予算の関係では、東日本大震災以降、今回御覧いただいたような災害備蓄品の整備をしてきたところだが、一度に購入すると相当な予算が必要になるので、平準化していきながら、また、品目や量についてもその都度見直ししながら、必要最低限のものを購入しているところである。
- 情報のバックアップについて、被災庁で業務ができないときに、別の場所ですぐに業務ができるような態勢にはなっているのか。
- データのバックアップについては、センターサーバー方式のものと、長崎地家裁で別途ハードディスク等にバックアップを取るものがある。長崎地家裁が被災し、停電などでパソコンが使えないという場合、センターサーバー方式のものは、データを近隣庁に送信してもらい、そちらで事務処理を行う。当庁で定期的にバックアップを取っているものについては、外付けハードディスクを近隣庁に持ち込んで事務処理を行うことになる。
- 外付けの外部媒体のデータも使えなくなったという事態も想定しておくべきではないか。ハードディスク自体を定期的に別の場所へ送るなど考えるべ

きではないか。

- ご意見を参考にさせていただき、今後改善を図っていきたい。
- 非常に大きな災害が起きた時に、他との連絡が取れないという事態も考えられると思うが、そのような場合に連絡を取る手段があるのか。
- 衛星電話を整備している。
- 停電時の非常電源はどうなっているのか。
- 長崎地方裁判所本庁と長崎家庭裁判所本庁とで設備が異なるが、地方裁判所では、バッテリーで数十分程度非常灯が付き、その間に安全なところに避難していただくことになる。家庭裁判所では自家発電機があるので、バッテリーとの併用で通常の3割程度の明かりが確保できていることになっている。
- 裁判所は保存しなければならない書類も多いと思うが、その保全はどうするのか。
- 福岡の豪雨災害のときに、ある庁では、庁舎が水に浸かる恐れがあったことから、記録等をビニール袋に包んで2階に移動したと聞いている。
- 保存しなければならない書類について、防水や防火の保管庫はないのか。
- あらゆる災害に対応して保管するという事は難しいところで、基本的には、どういう災害を想定してどこに保管することが最適なのかということを検討し、かつ、それでは不都合な災害のときには、どういう手順で運び出すかという方法を考えておく必要があるが、なかなか難しいところである。
- 安否確認に関して、当社では、民間の警備会社にスタッフ全員が登録しており、メールが自動的に配信される。そのメールに、出社できるかどうか、怪我しているかどうかなどのやり取りができるようになっていて、良いシステムだと思っている。この前の大阪地震のときも、我が社の社員はそれを使って総務と連絡を取り合い、「自宅に帰ってください。」といった指示をした。裁判所の防災携帯カードは、全国的に使用しているものなのか。
- 庁によって若干内容が異なると思うが、全国的な取扱いと聞いている。

- 災害時にも優先して行う裁判業務があると聞いてなるほどと思ったが、当社の場合、非常用電源については、最低3日は対応できる自家発電機を持っている。裁判所においても、何となく揃えるのではなくて、安否確認や実際に業務ができるかどうかの特化して準備をすれば、もっと分かりやすく具体的になるのではないかと思う。
- さきほど、テーマの説明における実際に停電が発生した際の事務処理の紹介の中で、事前に書式を準備していたので問題なく処理できたとあったが、それは、たまたま準備していたのか、それとも、長崎全体として、書式例で対応できるようにしているのか。
- 本庁で準備して、管内に送付していたものである。ただ、その際の気づきとして、記載項目に漏れがないようにチェックするリストは準備していなかったということで、そこもきちんと準備しようということになった。また、定期的な更新や、準備しておく枚数などについても、検討しているところである。
- 多数のご意見ご感想をいただきありがとうございました。

第4 次回期日及び協議テーマについて

1 地方裁判所委員会

(1) 次回期日

平成31年5月14日（火）午後1時30分

(2) 次回協議テーマ

裁判員裁判広報について

2 家庭裁判所委員会

(1) 次回期日

平成31年9月頃予定

(2) 次回協議テーマ

家裁調査官の調停への関与と役割について